

奈良県民生委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二十四号

奈良県民生委員の定数に関する条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号。以下「法」という。)  
(第四条第一項の規定に基づき、民生委員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。)

(民生委員の定数)

**第二条** 民生委員の定数は、次条及び第四条に定める基準に従い、規則で定める。

(主任児童委員でない民生委員の定数の基準)

**第三条** 民生委員(主任児童委員である民生委員を除く。)の定数の基準は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- 一 人口(公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第四百四十四条に規定する人口をいう。以下同じ。)十万人以上の市 百七十から三百六十までの間のいずれかの数の世帯ごとに一人
- 二 人口十万人未満の市 百二十から二百八十までの間のいずれかの数の世帯ごとに一人
- 三 町村 七十から二百までの間のいずれかの数の世帯ごとに一人

(主任児童委員である民生委員の定数の基準)

**第四条** 民生委員(主任児童委員である民生委員に限る。)の定数の基準は、次の各号に掲げる法第二十条第一項に規定する民生委員協議会の規模の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 民生委員(主任児童委員である民生委員を除く。以下同じ。)の定数が三十九人以下 二人
- 二 民生委員の定数が四十人以上 三人

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。